

石川県公報

平成 27 年 12 月 24 日 (木曜日)

号 外

(第 89 号)

目 次

規 則	
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 (行政経営課) 1	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (同) 2

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成二十七年石川県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の規則で定める事務は、小児慢性特定疾病児童等に対し行われる医療（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病に係るものに限る。）に要した費用について医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）及びその保護者に対する医療費の支給に関する事務とする。

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第三条 条例別表第二の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同法第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ロ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

二 医療費支給認定の変更の認定に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 三 十 九 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(石川 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第一条 石川 県 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 三 十 三 年 石 川 県 規 則 第 十 四 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第三十六条の二」第四十条の二」を「第三十六条の三」第四十条の四」に改める。

第三十六条中「次に掲げる事項を記載した」を「第三十四号の二様式による」に改め、同条各号を削る。

第三十六条の二第一項中「第三十四号の二様式」を「第三十四号の四様式」に改め、同条第二項中「第三十四号の三様式」を「第三十四号の五様式」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第二章第一節中第三十六条の次に次の一条を加える。

(利子割の特別徴収義務者の営業所等設置等の届出の様式)

第三十六条の二 条例第五十四条の八第一項又は第二項の規定による届出は、第三十四号の三様式によつてしなければならない。

第四十条の見出しを「(法人事業税減免申請書等の様式)」に改め、同条第三項を削る。

第四十条の二第一項中「第三十六号の四様式」を「第三十六号の三様式」に改め、第二章第二節中同条の次に次の二条を加える。

(個人の開業等の届出の様式)

第四十条の三 条例第六十六条の規定による届出は、第三十六号の四様式によつてしなければならない。

(個人事業税減免申請書の様式)

第四十条の四 条例第六十七条第三項の規定による申請書の様式は、第三十六号の五様式による。

第五十九条の見出し中「登録通知書及び登録消除通知書」を「登録申請書等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 条例第百三十一条の五第五項の規定による登録の消除の申請は、第四十九号の二様式によつてしなければならない。

第五十九条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第百三十一条の五第一項の規定による登録の申請及び同条第四項の規定による登録の変更の申請は、第四十八号の二様式によつてしなければならない。

石川 県 税 条 例 施 行 規 則 様 式 目 次 中

「第三十四号の二様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)	第三十六条の二	を
第三十四号の三様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)	第三十六条の二」	
「第三十四号の二様式	法人県民税減免申請書	第三十六条	に
第三十四号の三様式	営業所等設置等届出書	第三十六条の二	
第三十四号の四様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)	第三十六条の三	
第三十四号の五様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)	第三十六条の三」	

- 「第三十六号の三様式 災害による個人事業税の減免申請書 第四十条
- 第三十六号の四様式 社会保険診療等に係る所得の明細書 第四十条の二」を
- 「第三十六号の三様式 社会保険診療等に係る所得の明細書 第四十条の二
- 第三十六号の四様式 個人の開業等の届出書 第四十条の三」に、
- 第三十六号の五様式 災害による個人事業税の減免申請書 第四十条の四」
- 「第四十九号様式 軽油引取税特別徴収義務者登録通知書 第五十九条」を
- 「第四十八号の二様式 軽油引取税特別徴収義務者登録(変更)申請書 第五十九条
- 第四十九号様式 軽油引取税特別徴収義務者登録通知書 第五十九条 に改める。
- 第四十九号の二様式 軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書 第五十九条」
- 第十九号の四様式中「遷」を「葬」に、

住 所

氏 名

又は名称

(印) を

住 所 又は所在地	
氏 名 又は 名称	(印) に
個人番号 又は法人番号	

「申請書提出年月日」を「申告書提出年月日」に改め、同様式備考を同様式備考(2)とし、同様式に備考(1)として次のように加える。

備考 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載してください。(個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。)

第十九号の六様式中

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

(印) を

所 在 地	
法 人 名	(印) に
代表者氏名	
法人番号	

改め、同様式備考中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、1の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

第三十一号の二様式中

法 人 名	
-------	--

(印) を

法 人 名		法人番号	
-------	--	------	--

(印) に改める。

第三十一号の三様式中

法 人 名		を に改める。
法 人 番 号		

第 31 号 様式 中

法 人 名		法人番号		を に改める。
法 人 名		管理番号	法人番号	

第 34 号 様式 中

法人番号	法源番号	を	管理番号	法人番号 法源番号	に改める。
------	------	---	------	--------------	-------

第 34 号の 3 様式を第 34 号の 5 様式とし、第 34 号の 1 様式を第 34 号の 4 様式とし、第 34 号 様式の次に次の 2 様式を加える。

第 34 号の 2 様式

法人県民税減免申請書										
石川県 事務所長 様		年 月 日								
		<table border="1"> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>法人名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> <tr><td>法人番号</td><td></td></tr> </table>	所在地		法人名		代表者氏名	印	法人番号	
所在地										
法人名										
代表者氏名	印									
法人番号										
石川県税条例第 54 条第 2 項の規定により、法人県民税の減免を申請します。										
法人税額の課税標準の算定期間 又は均等割額の算定期間	税 額	納 期 限								
年 月 日から 年 月 日まで	円	年 月 日								
1 減免を受けようとする理由										
2 添付書類										

- 備考 1 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載してください。
- 2 代表者本人が自署する場合は、押印を省略することができます。

第34号の3様式

(表)

年 月 日

石川県 事務所長 様

特別徴収義務者

所在地																					
法人名																					
代表者氏名	(印)																				
法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				

営 業 所 等 設 置 等 届 出 書

石川県税条例第54条の8の規定により、県民税利子割に係る営業所等の設置等について次のとおり届け出ます。

届 出 事 由		1. 新設 2. 異動 3. 廃止 4. 利子等の種類の変更																									
新 設 等 年 月 日		年 月 日											異動事由														
特別徴収義務者の営業所等	所在地	〒 _____ 電話 () _____																									
	名 称																										
	特別徴収義務者番号																					金融機関共通コード					
利子割の納入方法	1 店舗毎に納入する場合の利子等の種類																										
	2 本店等にて一括納入する場合の利子等の種類																										
3 一括納入する本店等	所在地	〒 _____ 電話 () _____																									
	名 称																										
	特別徴収義務者番号																								金融機関共通コード		
(備考)																											

第111十五号の111様式(の111) 中「法人番号」および「管理番号」は

石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 氏 名 印	印

を

石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 氏 名 印	印
		法 人 番 号	

に改め、同様式欄

第111十五号の111様式(の111) 中「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2

条第15項に規定する法人番号を記載してください。

第111十五号の111様式(の111) 中「法人番号」および「管理番号」は

石川県 事務所長 様	年 月 日	法 人 の 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 (清 算 人) 氏 名 印	印

を

石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 (清 算 人) 氏 名 印	印
		法 人 番 号	

に改め、同様式欄

第111十五号の111様式(の111) 中「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2

条第15項に規定する法人番号を記載してください。

第 31 号の三様式(の四)中「法人番号」を「管理番号」に

石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 氏 名 印	印

を

石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふ り が な	
		法 人 名	
		代 表 者 氏 名 印	印
		法 人 番 号	

に改め、同様式を

表中をとり、1の次に次のようにする。

2 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

第 31 号の三様式中

所 在 地)	を
法 人 名		
代 表 者 氏 名 印		
(電 話 局 番)		

所 在 地)	に
法 人 名		
代 表 者 氏 名 印		
法 人 番 号		

改め、同様式を表中をとり、4の次に次のようにする。

5 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

第 31 号の三様式をとり、第 31 号の四様式を第 31 号の三様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第36号の4様式

個人の開業等の届出書			
			年 月 日
石川県 事務所長 様			
開業 次のとおり、事業の廃業 を行いましたので、届出します。 諸変更			
住 所 (居 所)	電話 ()		
氏 名	(印)		
個 人 番 号			
事務所・事業所の所在地	電話 ()		
事業の種類	(事業の概要) 具体的に記載してください。		
屋 号			
変更した事項	1 住所 (居所)	変更前	
	2 氏名		
	3 事務所・事業所の 所在地	変更後	
	4 その他		
開・廃業、変更年月日	年 月 日		
摘 要			

備考 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

第36号の5様式

災害による個人事業税の減免申請書							
石川県 事務所長 様						年 月 日	
		住 所					
		氏 名		(印)			
		(電話 - -)					
		個人番号					
次のとおり災害による個人事業税の減免を申請します。							
登 録 番 号	税 額	第 1 期 分	第 2 期 分	計	事 業 の 種 類		
		円	円	円			
災 害 を 受 け た 年 月 日	年 月 日			災 害 の 種 類			
災 害 を 受 け た 資 産 の 所 在 地							
災害による損失額	所 有 資 産				差 引 損 失 額 ② - ③ = ④	被 害 割 合 ④ / ①	
	種 類	数 量	被 害 前 の 価 額 ①	被 害 額 ②			②のうち保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額 ③
	事 業 用 資 産						100
		計					
	住 宅 ・ 家 財						100
計							
損害保険等の種類							
摘 要							

- 備考 1 この申請書は、災害を受けた日から30日以内に、災害を受けた事実を証する市町長、消防署長等の証明書を添付して提出してください。
- 2 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。
- 3 災害を受けた年の前年中における所得に対して課されるべき事業税がまだ賦課されていない場合は、「登録番号」及び「税額」欄は記載しないでください。
- 4 災害の状況及び被害の程度を「摘要」欄に記載してください。
- 5 申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

第48号の2様式

		※登録番号		
軽油引取税特別徴収義務者登録 (変更) 申請書				
年 月 日				
石川県		事務所長 様		
特別 徴収 義務 者	住 所 又は所在地			
	氏 名 又は名称 (代表者名)	個人番号 又は法人番号	(電話 - -)	
	系 列	元売業者・特約業者の別		
	石川県税条例第 131 条の 5 第 1 項 第 4 項 の規定により、次のとおり登録 (の変更) を申請します。			
県内における事務所又は事業所の有無		有 (①欄へ) ・ 無 (②欄へ)		
① 県内における 主たる事務所又は 事業所の所在地	所 在 地			
	名 称			
② 県内における 主たる軽油の納入地	納 入 地			
	納 入 を 受 け る 者			
特別徴収義務者 として指定された日	年 月 日			
登録 (変更) の理由	1 事務所又は事業所の営業の開始 2 事務所又は事業所の営業の開始後の特別徴収義務者としての指定 3 引渡しに係る軽油の県内への納入 4 登録事項の変更 [変更事項及び年月日]			
※ 登 録 証 票	交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 枚 数	枚

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載してください。(個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。)
- 3 県内に事務所又は事業所を有する場合は①欄に、有しない場合は②欄にそれぞれ記載してください。
- 4 「登録 (変更) の理由」欄の 1 若しくは 2 に該当する場合又は付表 1 に係る登録事項の変更の申請をする場合には、付表 1 を添付してください。
- 5 「登録 (変更) の理由」欄の 3 に該当する場合又は付表 2 に係る登録事項の変更の申請をする場合には、付表 2 を添付してください。

付表 1

申請者名 _____

事務所又は事業所の明細書				
名 称	所 在 地 (電 話 番 号)	代 表 者 名	営 業 開 始 年 月 日 (廃 止 年 月 日)	軽 油 の 貯 蔵 設 備 の 有 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
	()		年 月 日 (年 月 日)	有 ・ 無
摘 要				

- 備考 1 登録の申請の場合には県内に所在する全ての事務所又は事業所について、登録の変更の申請の場合には変更に係る事務所又は事業所について記載してください。
- 2 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要（設備数及び設備容量等）を記載した書類を添付してください。

付表 2

申請者名 _____

軽油の納入地等の明細書		
軽油の納入地	軽油の納入を受ける者	
	氏名又は名称	住所又は所在地
摘 要		

備考 登録の申請の場合には県内に所在する全ての軽油の納入地について、登録の変更の申請の場合には変更に係る軽油の納入地について記載してください。

第四十九号様式の次に次の一様式を加える。

第49号の2様式

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書																	
年 月 日																	
石川県	事務所長 様																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所 又は所在地</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名 又は名称</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td>個 人 番 号 又は法人番号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	住 所 又は所在地		氏 名 又は名称	(印)	個 人 番 号 又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>										
住 所 又は所在地																	
氏 名 又は名称	(印)																
個 人 番 号 又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>																
次のとおり、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除を申請します。																	
登 録 番 号	第 号																
元売業者・特約業者の別																	
申 請 の 理 由																	
摘 要																	

備考 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載してください。(個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。)

第五十四号様式

「

住所又は所在地
氏名又は名称

(印) 』

住 所 又は所在地																						
氏 名 又は名称	㊞																					
個人番号 又は法人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					

こ

改め、同様式備考中 2 を 3 とし、 1 の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載してください。（個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。）

第五十五号様式中

住所又は所在地
氏名又は名称

㊞

を

住 所 又は所在地																						
氏 名 又は名称	㊞																					
個人番号 又は法人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					

こ

改め、同様式備考中 2 を 3 とし、 1 の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載してください。（個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。）

第五十六号様式中

住所又は所在地
氏名又は名称

㊞

を

住 所 又は所在地																						
氏 名 又は名称	㊞																					
個人番号 又は法人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					

こ

改め、同様式備考中 3 を 4 とし、 2 の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載してください。（個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。）

（半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和六十一年石川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「殿」を「様」に、

所在地
法 人 名
代表者氏名 印

所 在 地	
法 人 名	
代表者氏名	印
法人番号	. .

改め、同様式備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

別記様式第1号中「殿」を「様」に

住 所
氏 名 印

住 所	
氏 名	印
個人番号	. .

改め、同様式備考中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則（平成十一年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（表）中

所 在 地
法 人 名
代表者氏名 印

所 在 地	
法 人 名	
代表者氏名	印
法人番号	. .

改め、同様式（裏）備考中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

別記様式第1号（その1）（表）中

住 所
氏 名 印

住 所	
氏 名	㊟
個人番号

こ

改め、同様式(その1)(裏)備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

別記様式第1号(その1)中

住 所
氏 名

㊟

せ

住 所	
氏 名	㊟
個人番号

こ

改め、同様式備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「殿」を「様」に

所 在 地
法 人 名
代表者氏名

㊟

せ

所 在 地	
法 人 名	
代表者氏名	㊟
法人番号

こ

改め、同様式(裏)備考中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

別記様式第一号(表)中「殿」を「様」に

住 所
氏 名

㊟

せ

住 所	
氏 名	㊟
個人番号

こ

改め、同様式(裏)備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中

	所在地		を
	法人名		
	代表者氏名	㊟	

所在地		に
法人名		
代表者氏名	㊟	
法人番号	

改め、同様式(裏)備考中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。

別記様式第二号(表)中

	住 所		を
	氏 名	㊟	

住 所		に
氏 名	㊟	
個人番号	

改め、同様式(裏)備考中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第六条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項第二号中「まで、」を「まで又は」に、「又は第十四条」を「から第十四条までのいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

14 条例別表第一第十四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下この項において「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し行われる医療(同条第一項に規定する小児慢性特定疾病に係るものに限る。)に要した費用について医療費を支給する旨の認定(以下この項において「医療費支給認定」という。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - 一 医療費支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - 二 医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等及びその保護者(児童福祉法第十九条の三第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。次号において同じ。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者又は当該小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況を把握するためのこれらの者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の石川県税条例施行規則、半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則、過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則、原子力発電施設等立地地域にお

る県税の課税の特例に関する条例施行規則及び本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。